

年 月 日

保護者様

町田市立成瀬台小学校
校長 奥 明廣

インフルエンザによる出席停止のお知らせ

お子様は、この度、インフルエンザに罹りましたので、学校保健安全法に則り出席停止の措置をとります。下記の出席停止期間に従い、医師の登校許可が得られるまで、療養されますようお願いいたします。この措置は、お子様が十分休養をとって早く病気を治すことと、他の児童への感染を防ぐことを目的としています。この期間は、欠席扱いになりません。

インフルエンザにかかった場合の出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※「発症した日」・「発症した後」・「解熱した後」の判断については、裏面をご覧ください。

なお、登校の際には下記の出席停止解除願いを保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

----- キリトリ -----
〈保護者の方が記入してください〉

成瀬台小学校長あて

出席停止解除願い

年 組 児童名

病名	インフルエンザ _____ 型
療養期間	月 日 () ~ 月 日 ()
受診医療機関名	
よろしければお知らせください。 発熱はいつからいつまでですか? 月 日 ~ 月 日	

主治医より登校許可が出ましたので、出席停止を解除願います。

年 月 日

保護者名 _____ 印

※「発症した日」・「発症した後」・「解熱した後」の、文言の判断について

本校では、学校医の先生の指示のもと、次のように判断いたしますが、個人によって、症状や経過は違いますので、主治医の先生にご相談ください。

発症した日	病院を受診した日ではなく、発熱などインフルエンザ症状が始まった日。病院受診時に「発症した日」を医師に確認してください。
発症した後5日	発症(発熱など)した日は含まず、その翌日から5日間お休みになります。6日目から登校可能となります。
解熱した後2日	解熱した(熱が下がり、平熱にもどった)日を含まず(夜間や早朝であっても)、その翌日を1日目とし、3日目から登校可能となります。

「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、
最短、「発症した後5日を経過」するまでは、出席停止となり、それに加えて、
 熱が下がり平熱にもどった日によって出席停止期間は、延長します。

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



発症後、5日を経過し、かつ
 解熱後2日を経過するまで出席停止です。



※1	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱
	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校可能
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校可能
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校可能

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※記録にお使いください

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日	日	日	日	日	日	日	日
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃